保護者の皆様へ

令和２年6月3日

お知らせ

むさしの保育園
園長　吉田順子

1. 園児がいない時間帯の保育士配置について

施設が開所している時間帯において、全ての園児が帰宅した際は職員が不在となる場合があります。

令和2年2月14日付けで、厚生労働省から保育所等における乳幼児がいない時間帯は、保育士の配置をしなくても良いとの通知がありました。

【保育士配置の基本的な考え方】
①利用乳幼児に対して、保育を提供するために必要な保育士を配置するものである
②施設が開所する全ての時間帯において、保育士の配置を求めるものではない。
上記の考え方により、園としては全ての園児が帰宅した際は職員が不在となる場合があります。但し突発的な事由により、保護者から至急連絡を取る必要が生じた際には次の園携帯に連絡をお願い致します。
《園の携帯電話》 090－7286－5020

2. 6 月副食費の取扱いについて

4 月, 5 月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府からの自粛要請により、副食費については日割り計算をさせて頂きました。
そして 5 月の末には自粛要請が解除になったため、保育園は通常保育となりました
6 月の副食費につきましては日割り計算を行いませんのでご了承願います。

3. 給食提供休止届

幼児クラスにおいて、保育園を 1 か月以上欠席する場合は保育園に「給食提供休止届」 の提出をして頂くとその月の副食費の徴収は致しません。但し食材発注が 1 か月前の月初めに行いますので、欠席をする場合も月の 1 か月前には届出の提出をお願い致します。

【例】
出産のため 6 月に 1 か月里帰りをします。
給食提供休止届　　5 月 1 日までに園に提出願います。
（月の途中からはできません）
この場合、6 月分の副食費の徴収はしません。